

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法及び
木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する
関係告示の制定・改正について（技術的助言）

枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示（令和 7 年国土交通省告示第 247 号）、木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和 7 年国土交通省告示第 250 号）及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（令和 7 年国土交通省告示第 251 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行された。

ついては、それらの運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第 1 ＣＬＴパネル工法に関する基準の見直し（平成28年国土交通省告示第611号関係）

林業・木材産業の活性化による地方創生の推進や 2050 年カーボンニュートラル及びグリーン社会の実現に向け、直交集成板（以下「ＣＬＴ」という。）の更なる利用拡大を目的と

して策定された「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～（令和3年3月CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議決定。令和4年9月改定）」において、幅広い範囲の建築物でのCLTの活用が進むよう、

- ・CLTパネル工法の小規模建築物に対して、仕様規定による設計法の整備を推進すること
- ・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート2同等計算」という。）の合理化・普及により、CLTパネル工法の構造設計にかかる負担を軽減すること

等の建築基準の合理化が求められているところである。

今般、技術的な知見の蓄積を踏まえ、「CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」（平成28年国土交通省告示第611号。以下「CLT告示」という。）について、以下のとおり改正した。

1 構造計算を要しないCLT建築物に適用する仕様規定の創設（CLT告示第8関係）

改正前においては、CLT建築物について構造計算を行うことが求められていたところ、改正後においては、高さが16m以下、地階を除く階数が2以下かつ延べ面積が300㎡以下のCLT建築物であって、所定の規定に適合するものについては、構造計算を不要とした。

具体的には、CLTパネル工法を用いた建築物（以下「CLT建築物」という。）については、CLT告示第2から第7までに規定する仕様規定のほか、壁パネル相互や壁パネルと基礎、床版等との接合部の緊結方法に応じて、以下の①又は②の仕様規定に適合するものについては、構造計算を不要とした。

① CLTパネル工法において用いられる接合部材を使用する場合 （CLT告示第8第1項第2号イ関係）

垂れ壁や直交壁が付帯する耐力壁について新たに定めた倍率の数値を用いて、地震力及び風圧力に対する壁量計算並びに四分割法による検証を行う方法

② 在来軸組構法において用いられる金物等の簡易な接合部材を使用する場合 （CLT告示第8第1項第2号ロ関係）

接合部のせん断耐力及び耐力壁の浮き上がり変位に対する金物等の追従性等について所要の性能を満たす緊結方法とするとともに、接合部の引張耐力に応じた壁倍率を用いて、地震力及び風圧力に対する壁量計算並びに四分割法による検証を行う方法

なお、上記①の仕様規定で用いられる耐力壁の倍率は最大で10倍（在来軸組構法は最大で7倍）となり、在来軸組構法よりも基礎が負担する応力が大きくなる。これを踏まえ、当該基礎について、令第38条及び平成12年建設省告示第1347号に規定する基準に加えて、当該建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であるように、部材の種

別、寸法、量及び間隔を適切なものとすることを求めることとした。本基準の詳細については、今後解説等で示す予定である。

2 ルート3同等計算における構造特性係数の合理化（C L T告示第9第1項第2号関係）

令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート3同等計算」という。）における建築物の各階の構造特性係数について、耐力壁の構造がC L T告示第5第3号ハに掲げる基準（以下「大版パネル架構②」という。）に適合し所定の基準を満たす場合、無開口壁パネル等の長さに応じて次の表1のとおりとした。

表1 大版パネル架構②の構造特性係数

	無開口壁パネル等の長さ		
	90 cm以上 1.5m以下	1.5m超 2 m以下	2 m超
改正前	0.55	0.55	0.55
改正後	0.4	0.5	0.55

3 ルート2同等計算によることが可能な建築物の規模の拡大及びルート2同等計算の基準の合理化（C L T告示第10関係）

改正前においては、高さが31m以下かつ階数が4～6のC L T建築物については、耐力壁の構造が大版パネル架構②に適合する場合、ルート3同等計算以上の構造計算を要することとされていたところ、ルート2同等計算によることを可能とした。これにより改正後は、6階以下のC L T建築物であれば、大版パネル架構②を含む全ての耐力壁の構造に対して、ルート2同等計算によることが可能となる。

また、耐力壁の構造が大版パネル架構②に適合する場合、ルート2同等計算における壁パネルと小屋組又は屋根版との引張接合部等に係る応力割増し係数は、無開口壁パネル等の長さに応じて次の表2のとおりとした。

表2 大版パネル架構②の応力割増し係数

	無開口壁パネル等の長さ		
	90 cm以上 1.5m以下	1.5m超 2 m以下	2 m超
改正前	1.8	1.8	1.8
改正後	1.3	1.6	1.8

さらに、無開口壁パネル等の長さが90cm未満である場合等であって、壁パネルと小屋組又は屋根版との引張接合部等に係る応力割増し係数を2.5以上の数値とした場合には、C L T告示第9第2項に掲げる接合部の変形性能に関する規定を適用除外とした。

4 ルート1同等計算における仕様の拡大（C L T告示第11第2項関係）

令第82条各号及び第82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート1同等計算」という。）を実施することが可能な耐力壁の構造に、大版パネル架構②を追加した。これにより改正後は、大版パネル架構②を含む全ての耐力壁の構造について、ルート1同等計算を実施することが可能となる。

また、ルート1同等計算を行う場合に引張接合部に使用可能な部材として、ABR490に加え、SNR490（ねじ部を転造加工したものに限る。）を追加した。

5 無開口壁パネル相互を連結接合した場合の上下四隅の緊結の合理化

（CLT告示第5第3号イ(3)及びロ(3)関係）

ルート2同等計算又はルート3同等計算により構造耐力上の安全性を確かめた場合にあっては、無開口壁パネルどうしを壁間連結接合（スプライン接合等）で横方向に一体化させた複数のパネルを一枚のパネルとみなし、その四隅を緊結することで足りることとした。

第2 木質接着パネル建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の新設（令和7年国土交通省告示第250号及び第251号関係）

令和6年国土交通省告示第964号による改正前の「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」（平成13年国土交通省告示第1540号。以下「枠組壁工法告示」という。）に規定されていた木質プレハブ工法について、「木質接着パネル工法」に名称を変更したうえで、令第80条の2第1号の規定に基づき、木質接着パネル工法を用いた建築物（以下「木質接着パネル建築物」という。）の構造方法に関する技術的基準を定めた「木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」（令和7年国土交通省告示第250号。以下「新設告示」という。）を新設した。

木質接着パネル工法は木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第1第13号に規定するもの）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法であり、新設告示においては以下のとおり木質接着パネル建築物に係る仕様規定及び構造計算の規定を設けることとした。

1 仕様規定（新設告示第1～第8関係）

階数、材料、土台等、床版、壁等、はり等、小屋組等、防腐措置等に係る仕様規定をそれぞれ新設告示第1から第8までにおいて、枠組壁工法告示と同様に設けることとした。

2 ルート3同等計算（新設告示第9関係）

ルート3同等計算の基準に係る規定を設けた。基準の内容は基本的には枠組壁工法告示第9と同じであるが、本基準においては枠組壁工法告示で求めている風圧力に対する層間変位の確認は行わないこととし、建築物の各階の構造特性係数は0.55以上の数値を用い

ることとした。

また、ルート3同等計算を行う場合にあっては、仕様規定のうち「材料」及び「防腐措置等」に係る規定のみに適合すればよいこととした。

3 ルート2同等計算（新設告示第10関係）

ルート2同等計算について、許容応力度等計算（令第82条の6第3号を除く。）に加えて、構造部材相互の接合部応力の確認を行うこととした。ただし、偏心率が0.15を超える場合は、各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮し、かつ、Fe（昭和55年建設省告示第1792号第7）の数値により地震力を割増した構造計算（以下「応力割増し計算」という。）によって構造安全性を確認してもよいこととした。応力割増し計算の詳細については、今後解説等で示す予定である。

また、ルート2同等計算を行う場合にあっては、仕様規定のうち「土台等」、「床版」、「壁等」及び「小屋組等」の規定の一部を適用除外できることとした。

4 ルート1同等計算（新設告示第11関係）

ルート1同等計算の基準に係る規定を設けた。基準の内容は基本的には枠組壁工法告示第11と同じであるが、本基準においては偏心率の計算を行う場合で偏心率が0.15を超える場合にあっては、応力割増し計算によって構造安全性を確認してもよいこととした。

また、ルート1同等計算を行う場合にあっては、仕様規定のうち「土台等」、「床版」、「壁等」及び「小屋組等」の規定の一部を適用除外できることとした。

5 既認定の型式適合認定の取扱い（新設告示附則第2条関係）

令和6年国土交通省告示第964号による改正前の枠組壁工法告示に規定する基準に適合する木質プレハブ工法として型式適合認定を受けているものについて、新設告示の施行後においても引き続き有効であるとする経過措置を設けた。